

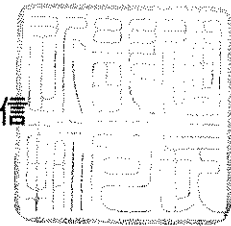
制定 平成20年 7月11日 近運自二公示第33号
改正 平成21年 3月11日 近運自二公示第73号
改正 平成21年 7月17日 近運自二公示第25号
改正 平成22年 4月 1日 近運自二公示第 3号

公 示

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成20年7月11日付け近運自二公示第28号）Ⅱ. 2. (5)②及び4. (2)」に基づく運転者確保状況に関する数値、実働率及び一定規模以上の減車に対する監査の特例について、下記のとおり定めたので公示する。

平成22年4月1日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

・Ⅱ. 2. (5)②アに基づく運転者確保状況（1両当たりの人数）

大阪府	大阪市域交通圏	1. 53
	北摂交通圏	1. 86
	河北交通圏	1. 48
	河南交通圏	1. 95
	河南B交通圏	1. 85
	泉州交通圏	1. 73
京都府	京都市域交通圏	1. 62
兵庫県	神戸市域交通圏	1. 69
	姫路・西播磨交通圏	1. 53
	東播磨交通圏	1. 17
奈良県	奈良市域交通圏	1. 61
	生駒交通圏	1. 81
	中部交通圏	1. 28

滋賀県	大津市域交通圏	1.45
	湖南交通圏	1.38
	中部交通圏	1.24
	湖東交通圏	1.09

和歌山県 和歌山市域交通圏 1.06

※増車された後の合計車両数に、該当する交通圏の人数を乗じて得られた数値の少数点以下は、切り上げた人数とする。

・ II. 2. (5)②イの実働率

II. 2. (5)②イに定める80%

・ II. 4. (2)に基づく一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域の指定した日における当該事業者の一般車両の合計数に0.9を乗じて得た車両数（小数点以下、切り捨て。）又は当該合計数から10両を差し引いた車両数のいずれか低い方を下回る車両数となること。

附 則（平成21年3月11日近運自二公示第73号改正）
改正後の規定は、平成21年3月11日より適用するものとする。

附 則（平成21年7月17日近運自二公示第25号改正）
改正後の規定は、平成21年7月17日より適用するものとする。

附 則（平成22年4月1日近運自二公示第3号改正）
改正後の規定は、平成22年4月1日より適用するものとする。